



産後ケア事業のご案内

〔利用できる方〕

- (1) 一宮町に住民票のある方
- (2) お母さんの体調不良や育児不安のある方
- (3) ご家族などからも援助が受けられない方

※ 宿泊型（産後 30 日まで） 日帰り型（生後 4 か月まで）

※ 宿泊型、日帰り型合わせて 7 日まで（1 泊 2 日は 2 日とします）

〔実施医療機関〕

- ・ 作永産婦人科 茂原市高師町 1-5-5
- ・ 育生医院 茂原市八千代 2-12-14

〔ケアの内容〕

- ・ お母さんの身体・心理面のケア
- ・ 赤ちゃんの発育・発達の観察
- ・ 授乳・沐浴・スキンケア等の育児指導
- ・ 家庭に戻ってからの子育てや生活の仕方に関する相談及び指導など

〔利用方法〕

- ①保健センターに相談
- ②保健師による訪問または面接
（希望する医療機関、利用するサービス、時期及び日数等の確認をします）
- ③産後ケア事業利用申請書の提出
- ④利用決定通知書の受け取り
- ⑤医療機関への予約
- ⑥予約した医療機関での産後ケアサービスを受ける

〔利用料金〕

	料金（円）	双子以上の場合の加算（円）
宿泊型（課税世帯）	2,500	500 / 1 人につき
宿泊型（非課税世帯）	1,250	250 / 1 人につき
日帰り型（課税世帯）	1,800	250 / 1 人につき
日帰り型（非課税世帯）	900	125 / 1 人につき